

令和元年度 第1回鎌ヶ谷市学区審議会会議録

1. 開催日時

令和2年1月21日（火）13時30分～14時30分

2. 開催場所

鎌ヶ谷市役所6階 第1、第2委員会室

3. 議題

1 会長の選出

2 副会長の選出

3 報告事項

(1) 児童生徒数、学級数の現状及び今後の推移について

(2) 市内の開発行為等の状況について

(3) 学校選択制について

(4) 鎌ヶ谷小学校の通学区域変更後の状況等について

4. 出席者

(委員) 松原みき子委員、堀井徹委員、樋口敏之委員、江川堯委員、松尾博委員、
岩井喜和子委員

(事務局) 皆川征夫教育長、笠井真利子生涯学習部部長、狩谷昭夫生涯学習部参事
(事)次長、小川宏宜生涯学習部副参事、関根延年生涯学習部副参事(事)
学校教育課長、相馬高広学校教育課副主幹(兼)管理主事、島根涉学校
教育課副主幹(兼)管理主事、富田浩司学務保健室長、石川由那学務保
健室主任主事

以上15名

5. 傍聴者

1人

6. 会議の公開及び会議録の開示について

審議の結果、鎌ヶ谷市における審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、会議を公開し、会議議事録を公開することとした。

7. 会議録署名人の指名

樋口委員、江川委員を指名した。

8. 主な内容・発言の趣旨

議題1 会長選出

委員の互選により、堀井委員を会長とした。

議題2 副会長選出

委員の互選により、松尾委員を副会長とした。

議題3 報告事項

報告事項(1)から(4)について、各担当より報告を行った。

(1) 児童生徒数、学級数の現状及び今後の推移について(資料P.1)

(事務局)

児童生徒数、学級数の現状について、資料右下の表のとおり、令和2年度の児童生徒数に関しては小学校、中学校ともにマイナス、学級数に関しては小学校で1学級、中学校で2学級プラスとなっている。

小学校については、平成31年度と比較すると令和2年度新入学児童数が若干増加しており、東部小、道野辺小で1学級増となっている。

中学校については、生徒数はほぼ変わらない状況であるが、第四中、第五中については、特別支援情緒学級が新設される可能性がある。

今後の推移について、小学校、中学校で傾向が異なる。小学校については、徐々に減少傾向であり、毎年、全体で50名程度マイナス、令和7年度までには児童数724名、学級数22名減の見込みである。

中学校については、微増傾向であり、令和7年度までは少しずつ増加するが、小学校の減少に伴い、今後、減少の見込みである。

○ 質問・意見等

(委員)

第四中、第五中に情緒学級が新設されるとのことであるが、今まで中学校において情緒学級はなかったのか。

(事務局)

鎌ヶ谷中、第二中、第三中には知的学級と情緒学級が設置されているが、第四中、第五中については、知的学級のみとなっている。需要もかなり高まってきていることから、情緒学級を新設することとなった。

(2) 市内の開発行為等の状況について(資料P.2、P.3)

(事務局)

資料2ページには、平成31年4月から令和元年12月までに申請のあった開発行為等のうち、共同住宅や専門住宅など児童生徒数に直接関係してくるものを17件記載した。うち、2番、6番、14番は鎌ヶ谷小・鎌ヶ谷中が該当地区であり、合計95戸の開発となる。

大まかな位置について、2番は東武野田線の鎌ヶ谷駅から柏方向に向かって左側にあるシラカワパレスの東に位置する区画、6番は新京成線の北初富駅の南側、鎌ヶ谷中沢郵便局の向かいにあるセブンイレブンの裏手の区画、14番は貝柄山公園の西側、中沢貝塚近くの区画である。

特に開発の規模の大きい2番については、共同住宅74戸のうち、2LDKの間取りが25戸、3LDKの間取りが36戸となっていることから、ファミリーの入居が考えられ、少なからず児童生徒数の増加が見込まれる。

3ページでは、最近、新築された分譲マンションについて、入居の時期、世帯数、入居時の子どもの年齢等を表にまとめている。

表の下部にある「該当世帯数」とは、学齢児童生徒及び就学前児童をもつ世帯、「世帯」とは、入居した全ての世帯のことを言う。

事例では、新築82戸のうち入居開始年度に76戸の入居があり、うち、35戸は学齢児童生徒及び就学前児童をもつ世帯であり、総戸数のおよそ43パーセントとなる。

また、入居時の子どもの年齢を見てみると、学齢児童生徒と比較し、就学前児童が多く、マンションが建ってからおよそ3年目以降に学区の児童が増加することが分かる。また、資料にはないが、他の事例についても同様の傾向が見られた。

開発行為等一覧の2番について、入居時期は令和3年3月を予定している。事例の傾向を当てはめると新築数年後より学区の児童が増加すると考えられるが、事例と同程度の児童数であれば、現在のところ教室の不足が生じることはないと思込んでいる。

○ 質問・意見等

(委員)

開発行為等一覧に記載のある鎌ヶ谷小・鎌ヶ谷中以外の小学校について、これだけの子どもが増えたとしても学校に影響は出ないと解釈して良いか。

(事務局)

現在の住民基本台帳より算出した人数から考えると、教室が不足する事態には陥らないと推測される。

(3) 学校選択制について (別添1)

(事務局)

別添1のパンフレットは、今年度の学校選択制で保護者向けに配付したものである。

新小学1年生については9月下旬に発送した就学時健康診断の通知と併せて自宅に送付し、小学校6年生に在籍している児童については各学校経由で配付した。併せて、市広報の10月1日号にもお知らせを掲載した。

令和元年度学校選択制では、10月31日時点で鎌ケ谷市に住所があり、令和2年度に小中学校に入学する新1年生の児童生徒を対象に、10月15日から10月31日まで受付を行った。

受入れは鎌ケ谷小学校、五本松小学校、鎌ケ谷中学校を除く11校を対象とし、受入れ人数は35名を基本とした。

小学校、中学校いずれも申請者数が受入れ枠内となったため、申請された全ての方が希望する学校に入学することとなり、抽選会の実施はなかった。

○ 質問・意見等

(委員)

学校選択は既に決定しているとのことであるが、最終的な締切りはいつになるか。

(事務局)

学校選択制の制度としての受付は10月31日をもって終了した。

この後、学区外の学校への入学希望がある場合には、個別の案件として随時相談を受け付ける。

(4) 鎌ケ谷小学校の通学区域変更後の状況等について (資料P.4～P.18、別添2)

(事務局)

通学区域変更に至った経緯 (資料P.4～P.6)

鎌ケ谷小の児童数の増加に伴い教室不足となる状況を回避するため、平成29年7月1日付けで鎌ケ谷小の通学区域の一部を隣接する東部小及び西部小へ変更した。

また、同じ小学校で過ごした仲間と同じ中学校へ進学できるよう、併せて、中学校の通学区域についても鎌ケ谷中の一部を第二中及び第三中へ変更した。

通学区域変更に至った経緯は、資料4ページに記載のとおりである。平成26年8月の段階で将来的に鎌ケ谷小が教室不足となる可能性が出てきたことから、通学区域の変更を視野に入れた検討が必要となったため、以降、資料に記載のとおりの内容を経て、平成29年7月1日からの通学区域変更となった。

通学区域変更の概要 (資料P.7～P.12)

7ページ「通学区域変更地域図」の地図上①の地域は鎌ケ谷小・第三中から西部小・第三中へ、②の地域は鎌ケ谷小・鎌ケ谷中から西部小・第三中へ、③の地域は鎌ケ谷小・

鎌ヶ谷中から東部小・第二中へ通学区域を変更した。

8ページと9ページは通学区域変更後の地図である。10ページは変更後の通学区域を示した表であり、市のホームページからも閲覧することができる。

11ページ「通学区域の変更に伴う移行措置について」は、変更地域に住む児童生徒の保護者宛に送付した文書であり、文書の①から③と、7ページの①から③は同じ地域となっている。

また、通学区域変更にあたっては移行措置を設けており、12ページ「通学区域の変更に伴う移行措置について」のとおり、既に在籍している児童生徒や、その後、入学を予定している弟や妹に対し、兄・姉と小学校での在籍が重なる場合は教育的配慮として鎌ヶ谷小や鎌ヶ谷中への在籍を認める内容となっている。

通学区域変更に伴う市の安全対策（資料P.13～P.16、別添2）

平成29年度の通学区域変更に伴う市の安全対策について、まず、通学区域変更までに通学路となる道路への安全対策を優先して実施した。

13ページから16ページに、交通安全対策の内容と対策箇所について地図に示した。

また、防犯対策として、児童生徒安全パトロールによる見守り活動や、地域の方への呼びかけなども行っている。

今回、通学区域を変更した地域①については、周辺の開発に伴う将来的な人口増を見越して対象地域としたため、他の地域と比べて現状は児童生徒数が少ないこと、移行措置の影響により周辺に西部小に通う上級生の児童がおらず、小学1年生の児童が一人で通わなくてはならないという状況となっていることから、入学後、保護者の方からも安全対策についてご相談をいただいた。

これを受け、令和元年度から現在の小学1年生が高学年になるまでの3年間の期間限定で、児童の登下校時に付添いをする大人の配置を実施することとした。実施にあたってはシルバー人材センターに業務を委託している。

通学区域変更による効果（資料P.17～P.18）

平成29年度の通学区域変更による効果について、17ページは、現在、住民基本台帳に記載されている各地域の就学前児童数であり、通学区域の変更に伴い、将来的に鎌ヶ谷小ではなく西部小や東部小に入学すると見込んでいる児童数である。

資料右側の点線で囲んでいる表について、「住民基本台帳に基づく人数」と「兄弟姉妹関係」とあるが、移行措置により兄・姉と小学校での在籍が重なる場合は、その弟・妹も鎌ヶ谷小に入学できることになっているため、住民基本台帳上の人数から兄弟姉妹関係の人数を差し引いた人数が、通学区域変更に伴い実際に西部小や東部小に移動する人数となる。その人数が点線枠外にある「合計数」の表になる。

表①鎌ヶ谷小から西部小の一番左の表を見てみると、平成30年度から令和7年度までの各年度の入学予定者数について、平成30年度は新鎌ヶ谷一丁目地区から3人、令

和元年度は9人であるが、令和2年度以降、①の地域からは、8人、11人、6人、6人、6人、8人の児童が各年度、西部小に入学すると見込んでいる。

同様に表②③の地域から西部小や東部小に移る児童数を算出し、①から③までの地域から合計何人の児童が通学区域変更により移動することになるかを算出したものが左側の一番下の表である。

これにより、通学区域を変更したことで、平成30年度は16人、令和元年度は21人、令和2年度は20人、令和3年度23人、令和4年度24人、令和5年度19人、令和6年度19人、令和7年度は34人の児童が鎌ヶ谷小以外の学校に入学することになる。

18ページは、17ページの人数を基に鎌ヶ谷小の児童数及び学級数の将来推計を示したものであり、通学区域を変更しなかった場合と変更した後の状況を比較している。

平成30年度は特別支援学級を含め、39教室使用していた。通学区域の変更が平成29年7月1日であるため、影響が出てくるのは平成30年度に入学する児童からとなる。

令和元年度の欄について、上段の「変更なし」が通学区域を変更しなかった場合の児童数とそれに基づく使用教室、下段の「変更あり」が通学区域変更後の児童数とそれに基づく使用教室である。

小学校1年生から3年生までは1学級35人、4年生から6年生までは1学級38人の千葉県の弾力的運用により算出している。

「最大教室数39」とあるが、これは、普通教室として使用できる教室が鎌ヶ谷小には最大39教室あるということを示している。

ただし、39教室を確保するためには特別支援学級の子ども達のためのプレイルームや会議室などを全てなくし、普通教室として改修した上での数である。

これらを見てみると、変更していなければ普通学級と特別支援学級だけで39教室が必要となり、会議室等その他の用途で使用している教室を普通教室に改修しなければならない状況であった。

通学区域を変更したことにより、平成30年度と令和元年度は入学した1年生が6学級から5学級となり、令和元年度は36学級で収まったという結果となった。

令和2年度以降、現在、住民基本台帳に登録されている令和7年度入学予定の児童までを対象に推移を算出した。

変更しなかった場合と比べ、令和2年度から令和7年度は2学級または3学級減となる見込みである。

平成29年度の通学区域の変更は必要最小限の範囲で実施したが、以上のような学級減の効果があった。

今後の課題

今後の課題について、平成29年度の通学区域変更については、該当者へ説明をしてから様々な意見をいただいた。

一番多くいただいた意見は通学路の安全確保に関することであるが、通学区域の変更を判断するタイミング、情報提供時期が遅かったという意見もあった。

鎌ヶ谷小については開発行為の報告の中でも触れたが、今後も宅地として開発される可能性があると思われる場所も複数見られるため、通学区域内の状況を見つつ、今後の児童数の推移を注視していく必要がある。

○ 質問・意見等

(委員)

数年前に大阪でブロック塀の倒壊による事故があり、以降、鎌ヶ谷市でも点検を行ったと思われるが、その後の対策は終了しているか。

(事務局)

鎌ヶ谷市についても全市においてブロック塀の点検を行った。

点検箇所の状況確認を全て終え、同時に、危険なブロック塀を撤去するための費用の補助金を創設し、所有者に対してお知らせをしている。

(委員)

では、まだ、対応は終わったわけではないということか。

(事務局)

ブロック塀の所有者は個人であるため、こちらの管理については今後も市から所有者にお願いしていく形になると思われる。

(委員)

補助金の申請は、既に何件か来ているか。

(事務局)

具体的な件数については建築主管課が担当となるが、こうした制度の利用は既にある。

(委員)

安全対策として注意看板等を設置したとのことであるが、資料に記載の安全対策のうち、最近行ったものはどれか。

(事務局)

ほとんどが平成29年度に実施したものであるが、一番新しいものは資料14ページの入道溜から入道台の間の南側に設置された横断防止柵であり、今年度実施した。

(委員)

付添い活動について、具体的に説明いただきたい。

(事務局)

付添い活動の利用者は、現在、11名程度である。こちらは登録制ではなく、集合時

間に集合場所に集まった児童と一緒に登下校を行うというものである。

付添いの人数については、児童7名まで大人1名がつくという基準で実施しており、来年度については、児童数は最大19名程度を見込んでいるため、付添いの大人は3名になる予定である。

(委員)

付添い活動の最初の集合時間を7時5分としているが、実際、子ども達が自宅を出発する時間を把握しているか。

(事務局)

最初の集合場所は学区境であるため、遠くから来る児童は居ないと見込んでいる。また、他の集合場所についても、大幅に7時前の出発にはならないと推測される。

9. 会議録署名人の署名

以上、会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため次に署名する。

令和2年2月5日

氏名 樋口 敏之 _____

氏名 江川 堯 _____